

## 令和2年度第3回鴨川市介護保険運営協議会

1. 日時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分から

2. 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室

3. 出席者

(委員 6名)

榎本 豊 金井重人 石井健一 和泉 悟 酒井龍一 宗政智子

(市 11名)

鴨川市 長谷川孝夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

山口文子課長補佐

高橋昭彦課長補佐兼介護保険係長

介護保険係 速水毅主査

保健予防係 平川健司係長

福祉課 鈴木幸雄課長兼福祉事務所長

地域ささえあい係 星野誠係長

福祉総合相談センター 小坂重樹主任看護師

田中和代主任保健師

4. 傍聴者 0名

5. 会議

(1) 開会

(事務局 山口課長補佐)

皆様、こんにちは、本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の山口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様にご案内いたします。本会議は、会議の透明性を図るため、公開となっております。つきましては、会議を録音して議事録を作成し、市のホームページにて掲載させていただきますのでご了承ください。

次に、本日の流れと資料の確認をさせていただきます。本日の流れですが、お手元の次第に沿って新市長の挨拶の後、議件の審議という流れになっております。よろしくお願いたします。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

意見書は、事前の配付資料にも入れさせていただきましたが、政府からの緊急事態宣言が延長となり、本会議の開催も検討したところですが、年度内の計画策定とこの会議が書面での開催が出来ないことから、短時間での開催に努め、ご意見等については書面でいただくなど、感染予防対策に努めてまいりたいと思います。

資料は以上でございますが、漏れ等はありませんでしょうか。

なお、会議途中、資料に不足などありましたらお申し出くださるようお願いいたします。

(事務局 山口課長補佐)

本日、山田委員より欠席の報告がございました。ただいま6名の委員さんのご出席をいただいております。本日は過半数の委員さんが出席されておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により本協議会は成立をいたしました。よって、令和2年度第3回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、長谷川市長よりご挨拶申し上げます。お願いします。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。ただいま、紹介をいただきました長谷川でございます。先の市長選挙におきまして、再度市民からの負託をいただきまして、皆様方と一緒に仕事をする事になりましたので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

また、榎本会長さんにおかれましては、常日頃大変お世話になっておりますこと、改めてこの場をお借りいたしまして御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

実は私、辞令は13日から出たところでございますが、実際には15日から仕事を始めさせていただきまして、こうした会議今日2回目の挨拶ということで、まさしく新米でございますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、常々思っていることでございますが、市民が主役でありますよということから、新しい鴨川をしっかりと築いてまいりたいという願いの下に立候補させていただきまして、皆さんと一緒になってこの鴨川をもっともっと元気に明るい街にしたい、このような願いを持っているところでございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。このように思っております。

さて、季節でございますが、ほんとに春めいてまいりまして、桜の蕾も膨らみ始めました。今年は、例年とは違ひまして政府から緊急事態宣言が出されており、また延長されているところでございまして、私どもといたしまして、もちろん皆様方も同じだろうと思っておりますが、この新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息することを願っておりますが、しかしながら現在も医療に携わっている方々は、ほんとに大変な思いをしているところでございまして、改めてこの場をお借りいたしまして、そうした方々に対しまして、心から御礼、そして感謝を申し上げたい。そして、更にはこの終息が早く成されることを心から祈念しているところでございます。また、このような中、委員の皆様方におかれましては、この会議にご出席いただいたところでございます。先程も司会の方から話がありましたように、出来るだけ短時間で済ませたいということでありました。よろしくお願いしたいと思います。

まさに、皆様方におかれましては保健福祉の推進、並びに介護保険の円滑なる事業運営等々にお力添えをいただいておりますのでございまして、改めてこの場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

さて、これまでの会議で審議いただいた内容でございますが、私も少し時間をおいておりましたものですから、十分なる承知はしてないところでございますが、次期計画案につきましては、先にパブリックコメント等々によりまして、市民の皆様からのご意見を伺う機会をいただいたということでございます。その中に一件程ご意見があったということでございます。また、介護保険料につきましては、委員の皆様方から慎重なる審議をいただきまして、令和3年の第1回の鴨川市議会におきまして、介護保険条例の一部の改正を提出させていただいたところでございます。保険料の基準月額につきましては、一昨年の台風災害、あるいは先程も申し上げました新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、経済活動が制限されている中でのそうした影響があるため、市民の皆様負担軽減を図る観点から、介護保険準備基金から取り崩しを行いまして、現在の保険料の基準額を据え置くことといたしておるところでございます。5か月をいただいたところでございます。しかしながら、本市の高齢化率、皆さん充分ご存じのことと思っておりますが、だんだん上がってまいりまして、今39%という高い数字を示しているところでございます。高齢者数もピークを迎えていることから、

保険給付費を抑制する施策にも極めて重要であると考えておりました。介護保険だけでなく医療、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する、いわゆる地域包括ケアシステムこの更なる推進が重要であると考えております。関係機関と連携を協力を図っていくなかで、しっかりとこの辺のところの対応をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私、常々思っていることですが、元気で明るく、そして健康であるということが何よりも第一でございますので、そのための施策・環境をどう市として捉えていくのか、これが大事だと思います。もちろん、ご病気になって、介護を必要として、病院にかかって、これも当然のことながら生きる権利として当然のことと思いますが、やっぱり健康で健康寿命をどう長く伸ばせるかどうか、これが市としての大きな課題であろうと思っておりますので、その辺のところも併せて重複するようでございますが、ご意見・ご協力を賜れば大変ありがたいと思っております。今日は、大変重要な案件があるようでございまして、十分なる審議を行いながら、忌憚りの無いご意見を頂戴しながら、この後の会議進めていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

(事務局 山口課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本会長さんにお願ひし、進めてまいりたいと思ひます。

それでは、榎本会長さん、よろしくお願ひいたします。

(榎本議長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第3回の介護保険運営協議会でございます。新型コロナの緊急事態宣言が長期に及んでいるわけでございますけれども、まだ解除されていない状況でございますので、会議は手短かに進めていきたいと思ひます。よろしくご協力の程お願ひいたします。

それでは、会議の方に移らせていただきます。まず、会議の議事録署名人ですが、私の方から指名をさせていただいてよろしいですか。酒井委員さんにお願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

(酒井委員了承)

では、酒井委員さん、お願ひいたします。

(榎本議長)

これより議事に入ります。

まずはじめに、議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願ひします。

(事務局 角田課長)

健康推進課の角田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、(1)鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)(案)について、ご説明させていただきたいと思ひます。お手元の資料の1-1、こちらは委員の皆様にご説明をさせていただき、本年2月にパブリックコメントを行って、この冊子ができたものでございます。もう一点は、概要版をご用意しております。

資料1-1、33ページをお開きください。併せまして、概要版は6ページをご覧くださいと思います。こちらは、第2回の会議で修正をいただき、ご了解をいただいて今回お示しさせていただいております重点目標となります。こちらは、令和3年4月から令和5年までの3か年の中で、具体的に取り組んでいくべきものとして本年4月以降に実施していきたいと考えております。

1点目は、全圏域での福祉総合相談体制の充実です。これまでもご説明させていただいた中で、ふれあいセンターにあります基幹型で市直営の福祉総合相談センターは、介護保険法では地域包括センターの位置づけでもございますが、各中学校区に総合相談の窓口を設置し、身近な地域での気軽に相談できるサブセンターと、ランチ型の体制の充実として行ってまいりたいと思います。特に、長狭地区は新国保病院が2月末で工事が完了し、本年5月の診療開始に合わせ、福祉総合相談センターの機能も拡充し、地域包括ケアの開設に向けた支援をさせていただきたく、広域的な連携支援体制の構築に努めてまいりたいと思います。また、天津地区にあります福祉総合相談センター天津小湊は、市直営センターのサブセンターという位置付けで、鴨川市天津小湊保健福祉センター内に設置しておりますが、このほど本年2月16日でございますが、公募型の事業選考会を実施し、この4月から委託事業者として社会福祉法人太陽会に決まりまして、引き続き24時間対応を行ってまいりたいと思います。

別の資料1-2に、パブリックコメントをまとめさせていただいております。今回のパブリックコメントの中で、福祉総合相談センターの体制についてのご意見をいただきましたので、そのご意見についての考え方を説明したものでございます。福祉総合相談センターの体制につきましては、計画の中に記載されている4つの福祉相談センターそのものでございまして、今後も4つのセンターが連携すると共に、機能強化と役割分担を行いながら、包括的・重層的な支援体制の構築を目指してまいりたいということで説明させていただいております。

戻りまして、資料1-1をご覧ください。4点目の外出しやすい環境整備では、前回石井委員から、書面でタクシー業者の補助金についてのご意見を賜りました。市におきましては、公共交通はまちづくり推進課が担当しておりますが、次期5か年計画でも公共交通について大きな課題として捉えておりまして、この4月から長狭地区限定ではありますが、千葉トヨタ自動車株式会社が事業者となりますものの、乗り合い型の送迎サービス「チョイソコ鴨川」のサービスが開始となります。

また、6点目の「介護人材育成の充実」につきましては、和泉委員からこれからの介護職が減っていく中、鴨川市の魅力を発信し、移住などとの連携した新たな仕組み作りについてのご意見を賜りました。これまでも、移住施策につきましては積極的に市でも進めておりますが、多くの移住者が地域のリーダーとして担ってきております。新市長の下、市民が主役の「新生鴨川」としてまちづくりをとおした中で、様々なツールや媒体を利用した人材確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

最後7点目、災害・感染症対策の推進です。こちらにつきましては、市長よりご説明がりましたが、一昨年の台風や現在まだ終息の見えない新型コロナ感染症対策など、災害に備えまして避難体制の整備や、サービス事業者等々の連携を図りながら災害対策の支援に努めてまいりたいと思います。

なお、お手元の資料81ページになりますが、こちらからは第8期にあたります令和3年度から向こう3年間の介護保険料の設定ということになります。当運営協議会の委員の皆様からの慎重なご審議の結果、一人当たり月額保険料基準額を6千円とのご了解をいただきまして、令和3年2月1日開会の令和3年第1回鴨川市議会定例会におきまして、上程させていただきました。月額基準額につきましては、市長の挨拶の中にもありまして、市民の皆様方の生活の影響の負担軽減を図るという観点から、介護保険準備基金から1億4,700万円の取り崩しを行いまして、現在の月額保険料を据え置くこととして、審議会の皆様方から了解が得られたところでございます。

また、資料32ページ以降につきましては、施策体系、各論が示されております。36ページでは第1章の内容が記載されておりますし、第2章は45ページからとなっ

ております。第3章は60ページからとなっております。これらの実際に市が実施している事業並びに、指標が示されておりますとおり、この計画に基づいて事業を展開してまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についての説明とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(榎本議長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」の説明がありました。冒頭にもお願いいたしましたが、政府からの緊急事態宣言中での会議のため、質疑・ご意見については、書面でお願いできるものについては、お手元の「意見書」で提出いただきたいところですが、この場でお聞きしたいことがございましたら、発言をお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

(榎本議長)

質疑・ご意見もないようですので、ただいまの議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご了解をいただけますでしょうか。

(異議なし)

(榎本議長)

ご異議もないようでございますので、ご了解をいただけたものと認めます。

続きまして、議件(2)「令和2年度事業報告について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 高橋課長補佐)

それでは、議件(2)「令和2年度事業報告について」各担当からご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まず、お手元の資料2をご覧ください。はじめに、①介護保険事業の推移について、ご説明させていただきます。お手元の資料2の1ページをお開きください。ここでは、介護保険事業の令和2年度の状況等を標記させていただいておりますが、時間の都合上、重点のみでご説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思っております。

まずはじめに、要介護認定者数の推移でございます。4月から1月までですが、約2,400人で推移しており、令和2年度の計画値である2,497人を現状としては下回っておる状況でございます。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは、4月と1月のサービス受給者数を記載しております。1月では認定者の95%の方がサービスを利用しております。

3ページをご覧ください。こちらからは、サービスごとの受給者数を記載しております。3ページでは居宅サービス、続いて4ページでは地域密着型サービス、5ページでは施設介護サービスとなっております。

続いて、7ページをお開きください。こちらは、保険給付費の支払状況となっております。中段の表の令和2年度年間見込額の右端が合計欄となっておりますが、令和2年度の見込み額としまして、41億4,244万2,160円を見込んでおり、計画値に対して95%と見込んでおり、計画値内で推移しております。

8ページをご覧ください。こちらは、介護保険の準備基金の積立状況ですが、令和2年度末の見込み額としまして、3億4,872万8,864円となっております。先程角田課長からお話しがありました、準備基金の取り崩しにつきましては、こちらから1億4,700万円取り崩すかたちで保険料の方は据置きをさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

(事務局 平川係長)

皆さん、こんにちは。健康推進課の平川と申します。私の方からは、②介護予防事業についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

保健予防係の方では、介護予防事業の他、各種検診事業を実施しておりますが、今年度につきましては、4月・5月のコロナウイルスの緊急事態宣言の発令等により、各種検診の大幅な日程変更・変更または中止ということになりまして、9ページから10ページにかけまして各種検診の受診者数が掲載されておりますが、だいぶ前年度を下回っている状況となっております。市民の方からいたしますと、毎年大体同じ時期に検診を実施しているということでご理解をいただいておりますので、検診の日程変更をしてしまうと受診者が減ったということが現実的にございます。夏以降、検診の方も感染症対策、または会場を変更して市民の方にご案内をして実施してきたわけですが、現時点では緊急事態宣言発令等ございまして検診者数については伸び悩みとなっております。

13ページからにつきましては、介護予防事業となっております。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の中でサロン活動・地区ボランティアの活動も活動休止・中止と非常に多くございまして、なかなか地域での活動を支援することが難しかった状況でございます。また本年度、介護予防教室ボランティアさんの養成を実施しようと春から計画していましたが、これもコロナウイルスの関係で日程調整が難しくなって中止となり、介護予防事業についても計画どおりに実施できなかったということがございます。

続きまして、16ページからをご覧ください。来年度の主要事業でございますが、本年度検診等がだいぶ日程変更や中止ということがありましたので、来年度につきましては感染予防対策を講じながら、以前のようにはいかないかもしれませんが同じような日程で実施するように計画を立てています。また、介護予防事業につきましては、地域の活動も緊急事態宣言があげまして、徐々に回復してくるということになってくると思われますので、地域に保健師等が出向いて行きながら、地域の方へのコロナウイルスの感染予防の啓発や、これから予定されておりますコロナウイルスワクチンの接種に向けて、様々なところで周知活動をしていきたいと思っております。以上です。

(事務局 星野係長)

続きまして、③高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課地域ささえあい係、星野と申します。よろしく願いいたします。

引き続き、19ページをお開きください。高齢者福祉の推進に係る令和2年度の主要事業実施状況について説明します。社会参加と生きがいの促進についてですが、高齢者が生きがいをもって地域で生活するための活動の一つである、老人クラブ活動の支援を行っていますが、会員数は年々減少傾向にあります。これは、高齢者に働く場所を提供するシルバー人材センターの会員数についても同様であります。今後も色々な側面からの支援をしていきたいと考えております。

続きまして、地域ささえあい体制づくりでは、地域の高齢者等に対して、さりげない見守りを行い、何らかの異変を発見した場合は行政へ連絡を行うこととした、「見守りネットワーク」事業の協定を進め、今年度は薬品会社1事業所と締結させていただくところでございます。

続きまして、安全で快適な生活の確保では、災害の発生した場合等において、支援を必要とする高齢者等が、地域の中で必要な支援を受けられるための制度を整備するため、避難行動要支援者に係る業務を行ってまいりました。

次に20ページをお開きください。高齢者福祉サービスの充実では、健康上に不安のある一人暮らし高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を自宅に設置することにより、緊急時に連絡が取れ、定期的に安否確認が取れる緊急通報体制等整備事業、また高齢

者のみの世帯に属する高齢者等を定期的に安否確認の訪問をする高齢者孤立防止事業について業務を委託してきたところでございます。また、虐待を受けた場合や災害など、在宅生活が困難となった高齢者の迅速な保護に努め、生命及び身体の安全確保を図ることを目的とした、高齢者緊急一時保護事業の実施、養護老人ホームへの入所措置についても公費負担をしていることから今後も適正な管理に努めていきたいと考えております。

次に、高齢者福祉の推進に係る令和3年度の主要事業について説明させていただきます。事業名、内容につきましては令和2年度と大きく変わりはありませんが、緊急通報体制等整備事業においては、連絡相談業務について市内2か所で行っていたものを民間法人へ移行し、令和3年度実施していくことになりました。また、それぞれの事業については、記載の目標値等踏まえ今後の推進に努めていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。

(事務局 田中主任保健師)

続きまして、福祉総合相談センター事業についてご説明させていただきます。福祉総合相談センターの田中と申します。よろしくお願いたします。

資料2-2をご覧ください。福祉総合相談センター事業におきましては、今年度はコロナ渦にあつて、予定していた会議や研修会等、人が集まる事業については感染予防の観点からほとんどが中止となりました。新型コロナウイルス感染が終息するまでには、まだまだ時間がかかりそうですが、来年度も感染予防に配慮しつつ、状況を見ながら各事業を進めていく必要があると思っております。今日は、特に2点ポイントだけ説明したいと思います。資料の4ページをご覧ください。地域包括センター事業の(4)権利擁護事業をご覧ください。この事業は、認知症等により判断能力の衰えた高齢者に対し、成年後見制度の利用により適切に財産管理や身上保護ができるよう、申し立て費用の助成や後見人等への報酬助成を行うものです。資料の中段にあります、市長申し立ての実績ですが、昨年度は2件でした。今年度は8件の実績があり、過去10年間の実績を見ても最大の申し立て件数となっております。令和元年度より成年後見制度利用促進法に係る中核機関を、安房三市一町の委託により鴨川市社会福祉協議会に設置したことから、成年後見制度についての相談がしやすい環境が整いつつあります。認知症高齢者が増加している中、今後も社会福祉協議会、行政、医療機関、家庭裁判所等と関係機関の連携を強化していきたいと思っております。

続いて、資料22ページをご覧ください。(3)介護人材確保対策事業です。今年度の新規事業、介護福祉士修学資金貸付についてご説明します。この事業は、市内に本人又は親族が1年以上住所を有しており、介護福祉士養成施設に在学している者に、月2万円の貸付を行うものです。今年度の介護福祉士修学資金貸付実績は0件でした。これは、利用要件が市内に1年以上住民票を置いていることとしておりますので、外国の方も対象にはなりませんが、1年以上という点で鴨川に引っ越してきた方は1年生の時には申請が出来ないため、今年度の申請がなかったものと思われま。来年度に向けては、市内の高校等での説明会を行い、事業のPRをさせていただきます。各学校からは、4月以降は申請したいとの声も聞いております。

続いて、資料25ページについてご説明します。

(事務局 小坂主任看護師)

福祉総合相談センターの小坂と申します。よろしくお願いたします。

令和2年度介護予防支援業務・第1号介護予防支援業務の居宅介護事業所への委託について(新規)、ご説明させていただきます。資料25ページをご覧ください。本年度新たに2か所、亀田産業株式会社「亀田ホームケア居宅介護支援事業所」と、株式会社オーシャン「ケアプランサービスくらし屋」さんの方に委託をさせていただきました。亀田産業さんに関しては、今までは要介護1以上の方を担当していただい

いたが、利用者さんや住民の方からの要望もありまして、令和2年9月1日から委託をさせていただいています。株式会社オーシャンについては、八色に新規事業所ができてきて、令和3年3月16日から委託させていただいております。

続きまして、26.27ページに関しては、令和3年度、鴨川市福祉総合相談センターと、鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊の方で委託させていただく事業者を掲載させていただいています。以上です。

(榎本議長)

ただいま、事務局より議件(2)「令和2年度事業報告について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(和泉委員)

新型コロナウイルスのワクチンについてですが、入所の高齢者施設が優先ということになっているが、スケジュールとしてどの位なのかということと、居宅サービス系のご利用者がサービスを自粛されている方がおりますので、その方達のスケジュールが分かれば教えていただきたい。

(事務局 角田課長)

それでは、ワクチンの関係でご説明させていただきます。本年の2月17日から先行接種ということで、医療従事者様が今接種しております。3月からは、優先接種ということで、亀田総合病院様等々、医療機関様が順次受けております。ただ、ワクチンの量が潤沢に入ってきていないということで、市内の医療機関全部がこの4月中に打てるかどうかというところがあるようです。第二順位であります高齢者の方々が、4月26日の週に国が1箱全国の市町村に配布すると言っております。この1箱の数が975回分となります。これを打つとなると、65歳以上の人口が約1万2千人程度いらっしゃいますので、まだまだ数が足りない状況です。先日、安房三市一町と安房医師会様との話し合いの中で、高齢者の中でも特に集団クラスター発生の危険が高い、施設関係に打つべきではなかろうかというような話しが出ておまして、今そういった所で準備を進めてまいりたいと思っております。スケジュール的には、ワクチンが4月26日の週となりますので、接種開始としては5月中となってくるかと思えます。5月中に施設側がある程度接種できれば、その後は一般高齢者となりますが、居宅系の事業者様についても、国が新型コロナの対応をさせていただくという条件の中で打っていただきたいということもありますので、こちらにつきましても安房医師会と調整を図っているところでございます。

(宗政委員)

20.21ページの、高齢者福祉サービスの充実の中の、緊急通報体制等整備事業の所で、介護施設2か所から民間法人へ移行されたとありますが、差し支えなければ、どちらの民間法人へ移行されて、どういった理由で移行されたのかお聞きしても大丈夫でしょうか。

(事務局 鈴木課長)

福祉課の鈴木です。今回ご質問の緊急通報体制等整備事業につきましては、これまで市内の施設から、民間法人というかたちの警備会社へ委託をしまして、民間法人で実施していただくこととします。こちらの警備会社の民間法人は、県内で多くの緊急通報装置の実績がある会社となっております。県内の半数以上がそちらに委託して実施しております。県内ばかりでなく、関東の中で多くの所がやっている状況となっております。これまでの施設が主体の形でやっていたものを引き継いだ形で実施していただくということで、形式的には概ね今までのやり方をそのまま引き継いで実施していただくということになっておまして、装置もそのまま引き継いでいただける



ということから、スムーズな形での移行が図れました。これまで、市内施設のめぐみの里さんと千の風・清澄さんの2か所で実施しておりました。これについては、合併前の天津小湊町と鴨川市においてそれぞれ実施していた等の経過を踏まえて、こちらの2か所で実施をしていたということになったわけですが、先般の市における事業所等のご意見も踏まえまして、鴨川市等であれば1か所の中でも可能であろうかという話しも踏まえまして、内部で検討していった結果、実績のある警備会社のアルソックさんをお願いをしていくということを決断させていただきました。アルソックさんは、天津小湊町時代にもアルソックさんでやっていただいていた実績を踏まえまして、アルソックさんの機械を一部そのまま活用できるというようなメリットもあったので、決定していったという次第です。やり方としては従来の福祉施設でやっていただいた形のをほとんどそのまま引き継いでのやり方となりますので、皆さんに今説明の上、4月からスタートということを展開を予定しているところでございます。以上です。

(金井委員)

コロナ渦の中で、様々な事業がなかなかうまく進まないという状況にあったことからお察しさせていただきます。その中で、19 ページの中の地域見守り協定ですが、今年度新たに1件ということで、目標値が20 ということで、20 というのは正直少ないのかなと思うのですが、業種であるとか規模であるとか、あるいは協定を結ぶに当たってのハードルみたいなものがあったりするのでしょうか。

(事務局 鈴木課長)

ただいま、見守り協定についてということでご意見をいただいたところですが、こちらの方でハードルという形で大きなものが改めてあるというわけではなく、民間事業者さんの方のあくまで善意の中で実施をしていただいているというところがございまして、訪問をしていただく事業であります例えば郵便局さん、あるいは宅配業者さん、東電の検針さんとか色々ありますが、そういった事業を持って家を回っていただいている業者の中で、家を訪問した時に何か気がついたことがあれば、こちらに連絡をしていただいたりするというようなことでございまして、ハードルというわけではございませんけれども、そういった事業の展開をしてくれている業種が多いかなというところがございます。市内を見渡せばまだいくつもあるところですが、こちらの方でコロナもあってなかなか働きかけが出来なかったこともございまして、今回少なくともしてしまいましたが、引き続き進めていくということを次年度の課題としていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

(金井委員)

頼むところの負担が無ければ、出来れば少し手を広げていただければなど思った。例えばコンビニやスーパーとか、これからご検討いただければと思います。

(榎本議長)

よろしいですか。他にご意見もないようでしたら、ただいまの議件(2)「令和2年度事業報告について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご了解をいただけますでしょうか。

( 了 承 )

(榎本議長)

続きまして、議件(3)「居宅介護支援事業所の指定について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 高橋課長補佐)

健康推進課高橋です。(3)「居宅介護支援事業所の指定について」ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。先程も、総合相談センターの方から少し説明がございましたが、この度居宅介護支援事業所の指定を行いました。事業者名が「ケアプランサービスくらし屋」です。指定事業者の運営内容は、元々勝浦市内で居宅介護支援事業所に勤めていた介護支援専門員が、鴨川市八色439-1で事業所を新規で立ち上げるものでございます。介護支援専門員の人数は1名で、開設時には30名程度の利用者を予定しています。営業日につきましては、平日8時30分から17時30分。主な事業実施区域は、鴨川市・勝浦市となっております。なお、こちらの居宅介護支援事業所につきましては、平成30年に指定権限が県から市へ移りまして、介護保険事業計画上では制限がないことから、今までの事業者から利用者の引き継ぎ等を事業者の希望がございまして、令和3年3月16日を指定日としたい旨の要望がございました。本来であれば、調査・審議するところでございますが、保険者の判断で令和3年3月16日付けで指定させていただきましたので、ご了解願えればと思います。以上で、指定の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

何かご質問等ございますか。

無いようでしたら、議件(3)「居宅介護支援事業所の指定について」ご了解いただいたものと認めます。

(了承)

(榎本議長)

続きまして、議件(4)「地域密着型サービス事業所の指定更新について」説明をお願いします。

(事務局 高橋課長補佐)

健康推進課高橋です。(4)「地域密着型サービス事業所の指定更新について」ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。始めに、指定更新事業者についてございますが、市内の地域密着型サービス事業者である、「デイサービスセンターふく笑らい」が、令和3年2月28日で指定期間が満了となることから、保険者の同意を得まして指定更新を行いました。

次に、市内の地域密着型サービス指定事業所である「グループホーム花水神」、こちらが令和3年3月31日で指定期間が満了となることから、現在更新申請書類を受理し、審査しているところであり、審査基準を満たしていることから更新の予定となっております。

次に、居宅介護支援事業者につきましては、県の指定でございましたが、平成30年4月より指定権限が市へ移譲され、指定更新についても市で行うこととなっております。まず、「居宅介護支援事業所ふく笑らい」につきましては、令和3年2月28日で指定期間が満了となることから、保険者の同意を得て指定更新を行いました。

次に、「有限会社ライフサポート鯛の浦」と「すみれケアサービス」については、いずれも令和3年3月31日で指定期間が満了となることから、保険者の同意を得て、指定更新を行っております。以上で指定更新の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

ただいまの議件(4)「地域密着型サービス事業所の指定更新」についてのご説明、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、ご了解いただけましたものと認めます。

続きまして、議件(5)「福祉総合相談センター・サブセンター委託法人の選考結果について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 山口補佐)

健康推進課山口です。(5)「福祉総合相談センター・サブセンター委託法人の選考結果について」ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料5をご覧ください。現在、委託しております福祉総合相談センター・サブセンターの契約が、令和3年3月31日をもって終了しますことから、引き続き業務委託をするため、1月14日担当エリアである天津小湊及び東条地区にて介護保険サービス事業及び老人福祉法に定められた事業を2年以上実施している社会福祉法人4法人に応募書類等を配布いたしました。受付期間中に応募がありましたのは、社会福祉法人太陽会1法人のみでございました。その後、2月16日副市長を委員長とする福祉総合相談センター・サブセンター委託法人選考委員会を開催し、書類審査・面接審査を行いまして採点評価を実施しました。こちらの採点の結果、採点基準評価点を上回っており、委託候補者として選定されました。今後の予定ですが、今月中に契約をし、4月1日から業務を開始することとなります。なお、契約期間ですが令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年ということになります。以上簡単ではございますが、福祉総合相談センター・サブセンターの委託法人についての説明を終わります。

(榎本議長)

ただいまの議件(5)「福祉総合相談センター・サブセンター委託法人の選考結果について」説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご了解いただけましたものと認めます。

以上で、予定の議件につきまして、審議が終了いたしました。せっかくの機会ですので、他に何かございますでしょうか。

(酒井委員)

先程、角田課長から長狭の国保病院が5月に新しく診療開始するというお話がございました。国保病院について、人員等あるいは設備についての新体制を簡単に結構ですから説明いただきたいのと、これは以前も申し上げたが安房地域医療センターと富山国保病院が地域医療連携協定を結んで、地域医療センターは救急医療を中心として急性期の病院、富山国保病院が療養型つまり地域包括ケアを中心としたものに移行しているわけですね。そういったものが例えば長谷川新市長になられて、亀田病院と国保の方でそういった協定があるのか、あるいはもう鴨川の方であるのかということ。もう一つは、国保病院でも東条病院でも亀田病院もそうですが、専門性の高い病院でどういった科目を扱って、どういったことを得意とする先生がいらっしゃるのかということ。市内の開業医の先生がどのように把握する方法があるのかということです。これは、神奈川県横浜に酒井共済病院というのがあります。そこは、大船を中核とした地域の拠点病院ですが、人が来ないということで科の先生が自分達の特徴を生かして地域連携だよりというものを開業医の先生にも持って回ってセールスしている。開業医の先生が病院の特徴あるいはどういった専門性を持っているのかということを知るといのは、自分達の患者さんをどこにまわしたらいいのかという一つのポイントにもなると思いますので、そういったことについてお伺いしたいと思います。

(事務局 牛村部長)

健康福祉部牛村でございます。今の酒井さんからのお話しの分、若干資料をお配りさせていただいて説明させていただければと思います。

今、委員の皆様にお配りさせていただきましたのは、新たな鴨川市立国保病院の概要です。酒井委員さんからのご質問に全てお答えできるというところは整っていないので申し訳ございません。

まず、鴨川市立国保病院の概要ということで、新病院の方は令和元年の9月から17.5か月の工期で、この2月末で本体工事を終えることができました。2枚目の資料に写真を用意させていただきました。外観と玄関周り、受付・会計をするところと2階、3階の入院病棟スタッフ・ナースステーションになりますが、そこ病棟のあるところのイメージでございます。今はまだ医療機器の搬入等で一時的に撮れた写真ということで掲載させていただきましたが、今はブルーシート等を敷き詰めてありまして、実際にはこのような形ではなく医療機器を導入・搬入している状況ですので、限られた部分の写真ということでご理解いただきたい。これまでも申してきておりますが、太平洋側に面した所が鴨川市内の医療機関では多く点在しております。その中で、中山間地域にある鴨川市内の唯一の病院という鴨川市立国保病院となりますので、災害時には後方支援が考えられる。常に津波のことを考えるとその部分を含めても、後方支援の医療拠点というような形で捉えていただければと思います。

それと、酒井委員さんからのお話しの、地域包括ケアシステムこの中の位置付けといいますと、医療連携という部分でのお話がありました。やはりこの病院は長狭地区の高齢率の高い地域、ましてや歴史の長い70年という中でもありますから、その中で言いますと地域の住民の皆様に近いところの病院ということになりますから、医療に限らず、介護や福祉、生活支援、介護予防とそこまでも見た中の医療拠点だけではなくて、地域の拠点として整備することが必要だろうと思っております。

その中での位置づけで、もう一つは医療連携で言いますと市内だけではなくて、その周辺。酒井委員さんからお話しの安房地域医療センターが館山市にあります。それと富山国保病院、これは南房総市ですが、そこで国が制度としている地域医療連携推進法人という形の中で、医療人材・介護人材の必要などところにある程度協力関係をしていく。薬剤や介護、介護用品なども含めて協力していけるような法人というのが、館山の安房地域医療センター、そして富山国保病院ということで動いています。鴨川市立国保病院はそこには今入っておりません。しかしながら、これは国の制度でもありますので広域的な安房の医療圏というのは、館山から南房総、鋸南、鴨川市とこれが一つの医療圏になっておりますので、その中で公立病院が公的機能をいかに担っていくかということを考えますと、地域医療連携推進法人という広域的な視点では今後その枠の中でどういう形で取り組んでいくか、これは長谷川市長の下、今後十分に検討していくことが必要な部分があるかと思っております。

その上で、今鴨川市内をいいますと、亀田総合病院が三次救急までやっている高度急性期を担う医療機関です。そして東条病院さんは二次救急の医療機関でありながら、認知症等の疾患センターを持った特徴をもっている。小田病院さん、エビハラ病院さんは長期の療養。それぞれ役割分担の中でということで、鴨川市内は市内で医療あるいは介護の連携をしっかりと担っていく。鴨川市立国保病院は公立病院として役割を担っていかなければならない医療施設だと思っております。

新聞などにも出ていたかもしれないが、亀田総合病院と鴨川市立国保病院は、医療介護の連携協定を結ばせていただきました。これは、地域医療連携推進法人というのは広域的部分ですが、市内は市内の中で高度急性期・急性期とその後の急性期でもやや中等症や軽症の方も含めて、そういう方々を受入れる施設ということで、回復期から療養の部分で鴨川市立国保病院は担おうとしている。役割分担の中で補完し合える協定ということ。その必要な部分は教育という部分では看護の教育などは、亀田総合病院さんは看護専門学校を持っておりますので、その指導を仰ぐというところでの協定を結ばせていただきました。

安房の広域的な連携は地域医療連携推進法人という大きな枠組み、館山市や富山国保病院と同じ枠組み、そこを視野に入れつつ市内は市内の役割として、連携協定を結んだだけではなくて協定がなくてもしっかりと連携する枠組みというのを作っていきたいと考えております。このような形で進めていこうとしているところです。

鴨川市立国保病院には、医療介護連携支援の機能というのを市の包括ケアの中でも持っております。そういうことから、今後この新病院が出来るにあたって、市内のそれぞれの医療機関さんと連携の在り方、必要性の話し合いの場を作っていく予定でおります。新病院の開院が4月26日の月曜日になりますが、保健所の医療法の許可をいただいて、病院としてそこからスタートできますので、まずは入院患者を現病院から移し、5月1日から外来の機能もしっかり高めていく形でスタートしていきたいと思っております。

特に特色と言いますと、三橋眼科さんが無くなり市内では眼科が無くなってしまいました。その受診をされていた方々が、特に眼科の受診を希望したいとの声が安房医師会の方へも届いておまして、安房医師会長の方からも公立病院であれば、鴨川市立国保病院がしっかりと受診できる環境を整えてほしいという要請が医師会側からもあったことで、今現在眼科受診も医師の確保、医療機器も更に追加して4月以降曜日を増やししながら受診しやすい環境を作るといったようなことも考えています。

地域の中で不足する診療体制、介護サービスもそうですが、住民の生活に必要な部分はしっかりと体制を整えていくという方向で行きたいと思っております。いかがでしょうか。

(酒井委員)

ありがとうございました。

(榎本議長)

他に、何かございませんか。

質疑、ご意見等もないようでございます。皆さんからの多くの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局におきましては、本日委員の皆様からいただきました「ご意見やご提言」を踏まえて、今後の事業を推進していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、私の議長としての任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局 山口補佐)

委員の皆様、長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。

それでは、次に「4. その他」ということでございますが、今年度については、計画策定の年でしたので、年3回の開催をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中の開催や、感染予防対策を講じての短時間開催のなか、委員の皆様からはそれぞれの専門的な知見からのご意見、ご提言をいただき、誠にありがとうございました。このあと、第8期の鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書について製本作業に移り、完成したものについては後日皆様方にお届けしたいと考えております。

なお、次回開催については令和3年10月頃を予定しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和2年度第3回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【終了時刻 午後2時50分】

令和3年4月12日

議事録署名人

委員 酒井 龍一